

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
近江八幡市	常楽寺地区(常楽寺・香庄・慈恩寺)	令和3年3月12日	令和4年3月18日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	85.5 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	64.7 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	36.8 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の計	4.5 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の計	1.5 ha
iii うち後継者のいない農業者の耕作面積の計	8.1 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	11.1 ha
追加項目(自主集計)	
⑤アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者のうち	64.7 ha
i 農業後継者がいる耕作面積の計	27.8 ha
ii 農業後継者がいない耕作面積の計	16.2 ha
iii 後継者はいるが農業後継者となるかは分からない耕作面積の計	20.7 ha
⑥アンケート調査等に回答した地区内の農業者の5年後の農業経営	60 名
i うち規模拡大の農業者の計	2 名
ii うち現状維持の農業者の計	29 名
iii うち縮小又は離農の農業者の計	20 名
iv 未回答の農業者の計	9 名
(備考)	

注1: ③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2: ④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

当地区は、経営面積が平均1haの農家100戸程度で構成されていたが、現在では約60戸まで離農が進んだため、農業者だけでなく土地持ち非農家の協力を得ながら、今後は地区内の70才以上のうち後継者がいない若しくは未定の農業者の耕作面積をすべてカバーできる中心経営体である中心経営体Aの人材を育成するとともに、組織体制の強化を図ることが早急に必要である。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

常楽寺集落の農地は個別完結型が主流であるが、今後は中心経営体であるAに農地の集約化を図っていく。Aの令和2年度末現在での利用権設定は17.6%であり、今後、体制強化を図りながら、10年後には地区内農地の利用権設定35%以上を目指し、農地の集約化を促進していく。
また、地区内の転作(麦作)については、Aが他集落の認定農業者の耕作地を除くとほぼ全てを担っているが、麦あと高度利用については、Aや他集落の認定農業者以外に、野菜を主体とする地区内の認定新規就農者の受入れを促進することで対応していく。

地区内の水稲作については当分の間、農業後継者の有無に拘わらず個別経営体による自己完結型で対応を基本とするが、離農により発生する農地はAに集約出来るように働きかける。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む 範囲
計	3経営体	水稲、麦、 大豆ほか	16.7 ha	水稲、麦、 大豆ほか	27.8 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>(1) 農地の貸付け等の意向 アンケート結果では地区内農業者の農地貸付け等の意向が確認された農地は、46筆、11.1haとなっている。</p>
<p>(2) 農地中間管理機構の活用方針 重点実施区域として、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、原則として、農地を機構に貸し付けていく。 仮に、A以外の中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合は、Aを活用し、農地の一時保全管理を進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p>(3) 基盤整備への取組方針 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、重点実施地域においては、地権者の理解を得て農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。</p>
<p>(4) 新規・特産化作物の導入方針 米、麦等の土地利用型作物以外に、重点実施地区を中心に地域の多様な雇用を創出して収益性の高い野菜や園芸作物の生産、特産加工に向けた原料野菜の生産に取り組む。</p>
<p>(5) 地域保全の取組方針 世代をつなぐまるごと保全向上対策を活用することにより、土地持ち非農家や農業者以外の地域住民と連携することにより、地区内農用地の維持保全に取り組む仕組みを創出する。</p>